

議 事 録

令和6年9月5日

山 鹿 市 農 業 委 員 会

令和6年第10回山鹿市農業委員会総会議事録

令和6年9月5日（木） 13時26分から14時06分 山鹿市役所 4階 402会議室

1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

1番 稲葉 和弘	2番 志方 精之	3番 前田 幸博	4番 脇山 康二
5番 平本 和幸	6番 島田 博道	7番 多久 正光	8番 廣松 久喜
9番 森 喜代輝	10番 長曾我部 徹	11番 田中 春雄	12番 菊川 房継
13番 隈部 誠一	14番 坂本 照子		

2. 総会への欠席委員は次のとおりである。

0名

3. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

4. 議題

議案第67号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請
議案第68号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可の取消
議案第69号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請
議案第70号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請
議案第71号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地等の所有権移転
議案第72号 農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転（中間管理機構）
議案第73号 農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転
報告第10号 農地法第3条の3の規定による届出

1 開 会

○副会長（隈部誠一委員）

ご起立願います。「礼」ご着席ください。

-----○-----

2 会長挨拶

○事務局

本日の総会は、14名全員の出席で定足数を満たしており、総会が成立しますことをご報告申し上げます。

それでは、会長にご挨拶いただき、引き続き議事の進行をお願いします。

○会長（坂本照子委員）

（挨拶）

ただ今から、令和6年第10回総会を開会致します。

-----○-----

3 議事録署名委員の指名

○議長（坂本照子委員）

これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、山鹿市農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、議長において、5番 平本委員、6番 島田委員を指名いたします。

-----○-----

4 議 事

○議 長

次に、日程第2の議案審議にはいります。議案第67号、「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請」を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局

議案書の1ページをお願いいたします。

議案第67号、「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請」です。

提案番号118番、申請地及び申請人は記載のとおりです。位置図等についてはご覧のとおりです。

譲受理由は、申請人が年内入居予定の住居の前にある農地のため、耕作便利によるものです。

調査書は1ページをご覧ください。譲受人は個人で、農地の取得は初めてです。

農機具は草刈機、トラックを所有しています。農作業に従事する者は2名で年間220日従事しています。野菜を作付け予定です。

議案書2ページ及び3ページをお願いします。

提案番号119番と提案番号120番については譲受人が同一のため一括してご説明します。

各申請地及び申請人ならびに位置図等については記載のとおりです。

なお、譲受理由は、提案番号119番が規模拡大、提案番号120番が隣接地取得によるものです。

調査書は2ページ及び3ページをご覧ください。

譲受人は個人で、田畑計62筆50,223㎡を耕作しており、酪農も営農されています。

農機具はトラクターを所有しています。農作業に従事する者は3名で年間355日従事しています。

提案番号119番の申請地には飼料作物を、提案番号120番の申請地には栗を作付け予定です。

議案書4ページをお願いします。

提案番号 121 番、申請地、申請人、及び位置図等については記載の通りです。

譲受理由は、隣接地取得によるものです。

調査書は 4 ページをご覧ください。譲受人は個人で、田畑計 12 筆 7,762 m²を耕作しており、農機具はトラクター、田植機、管理機を所有しています。農作業に従事する者は 2 名で年間 240 日従事しています。水稻を作付け予定です。

以上、4 件です。

○議 長

事務局からの説明が終わりました。ただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

では、提案番号 118 番について「南部地区担当委員」よりお願いします。

○4 番（脇山康二委員）

提案番号 118 番については、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくお願いします。

○議 長

提案番号 119 番から 121 番までについて「東部地区担当委員」よりお願いします。

○12 番（菊川房継委員）

提案番号 119 番から 121 番については、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくお願いします。

○議 長

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

○議 長

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。議案第 67 号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議 長

全員賛成でございますので、議案第 67 号は、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第 68 号、「農地法第 3 条の規定による農地等の転用許可の取消」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案書の 5 ページをお願いいたします。

議案第 68 号、「農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可の取消」です。

提案番号3番の案件につきましては、「贈与」による所有権移転ということで申請を受付け、令和6年7月5日に開催しました第8回総会により許可されましたが、許可後、譲渡人の親族の方より「これは、平成3年に譲受人との取り決めで交換したものであるから、譲渡理由を『交換』としてほしい」との申し出がございました。

しかし、30年以上前に譲渡人に譲られた農地はその後宅地に転用されたため、今回の申請地との農地での交換は成立しないことを伝えたところ、申請人双方の意向により、所有権移転許可の取消願の提出に至ったものです。

なお、今回の案件に関して、念のため税務署にもお伺いしましたところ、契約されて数十年が経過し、しかも現状として一方が宅地に転用されているため、地目、評価額等の面からしても「交換」にはあたらない、というご意見をいただいております。

以上でございます。

○議長

事務局からの説明が終わりました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

○議長

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。議案第68号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長

全員賛成でございますので、議案第68号は、原案のとおり決定しました。

次に、議案第69号、「農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請」を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案書の6ページをお願いします。

議案第69号、「農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請」です。

提案番号14番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

申請人は個人で、申請地の田7筆計628.59㎡に農業用道路を設置する案件です。

なお、申請地は、すでに農業用道路が設置されており、その経緯について始末書の提出があるため追認での許可となります。

スクリーンをご覧ください。現地の状況写真です。次に、土地利用計画図をご覧ください。

次に調査書5ページの立地基準をご覧ください。

申請地は、周辺の農地の広がりがある10ha以上ある区域内の農地であるため1種農地ですが、農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設、その他地域の農業の振興に資する施設の用に供するために行われるものであるため例外として転用が認められています。

6 ページに一般基準を記載しています。

すでに転用事業が行われているため、新たな投資は必要ないこと、転用行為の妨げとなる権利を有する者は存在しないこと。

また、申請面積を必要とする計画がなされていること、周辺の農地等への支障がないことを確認しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

以上、1 件です。

○議 長

事務局からの説明が終わりました。ただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

提案番号 14 番について「南部地区担当委員」よりお願いします。

○4 番（脇山康二委員）

提案番号 14 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくお願いします。

○議 長

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

(挙手あり)

○7 番（多久正光委員）

農業用の道路、ということですが、周りの農地は申請人の所有ですか。

○事務局

今回の案件は、前回の総会で申請人が農地法 3 条による所有権移転申請をされた際にわかったもので、一部の農地については所有権移転の許可がおりているものがあります。

○7 番（多久正光委員）

わかりました。

○議 長

ほかにございませんか。

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。

議案第 69 号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員賛成)

○議 長

全員賛成でございますので、議案第 69 号は、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第 70 号、「農地法第 5 条の規定による農地等の転用許可申請」を議題とします。

それでは、事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局

議案書 8 ページをお願いします。

議案第 70 号、「農地法第 5 条の規定による農地等の転用許可申請」です。

提案番号 59 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

申請人は個人で、申請地の畑 1 筆 371 m²を取得し、個人住宅を建築する案件です。

スクリーンをご覧ください。現地の状況写真です。次に、土地利用計画図をご覧ください。

次に調査書 7 ページの立地基準をご覧ください。

申請地は、農業公共投資の対象となっておらず、周辺の農地の広がりがある 10ha 未満の農地であるため、2 種農地です。なお、申請地に代わって事業を実施できる候補地がないことを確認しています。

続いて、8 ページの一般基準をご覧ください。

転用事業を実施するための資金を融資で確保し、その証明があること、転用行為の妨げとなる権利を有する者は存在しないこと、事業の実施期間が明確であること。

また、申請面積を必要とする計画がなされていること、周辺の農地等への支障がないことなどを確認しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て許可相当と判断しております。

議案書 9 ページをお願いします。

提案番号 60 番土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

申請人は電気通信事業、太陽光・風力・水力等自然エネルギーを利用の発電機器製造販売を営む法人です。

申請地の田 1 筆 1,256 m²を賃借し太陽光発電施設とする案件で、発電した電力は他の発電所の電力とあわせ、国内各地にある自社工場等の消費電力量として取り扱われるということです。

スクリーンをご覧ください。現地の状況写真です。次に、土地利用計画図をご覧ください。

次に調査書 9 ページの立地基準をご覧ください。

申請地は、おおむね 300 メートル以内に市役所の支所（鹿央市民センター）があるため 3 種農地です。

続いて、10 ページの一般基準をご覧ください。

転用事業を実施するための資金を自己資金で確保し、その証明があること、転用行為の妨げとなる権利を有する者は存在しないこと、事業の実施期間が明確であること。

また、申請面積を必要とする計画がなされていること、周辺の農地等への支障がないことなどを確認しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て許可相当と判断しております。

以上、2 件です。

○議 長

事務局の説明が終わりました。それではただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

提案番号 59 番から 60 番について「南部地区担当委員」よりお願いします。

○2 番（志方精之委員）

提案番号 59 番から 60 番については、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくをお願いします。

○議 長

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

（質疑なし）

○議 長

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。

議案第 70 号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議 長

全員賛成でございますので、議案第 70 号は、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第 71 号、「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地等の所有権移転」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案書の 10 ページをご覧ください。

議案第 71 号、「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地の所有権移転」です。

今回の案件は、公社の買い入れ案件が 1 件と売渡案件が 1 件です。

提案番号 16 番の申請地、申請人、契約内容につきましては、議案書記載のとおりです。

なお、公社買い入れの案件ですので、調査書は省略しております。

議案書 12 ページをお願いします

提案番号 17 番の申請地、申請人、契約内容につきましては、議案書記載のとおりです。水稻を作付け予定です。

別紙 1 調査書、11 ページをお願いします。受け手は、農地所有適格法人で、耕作面積 43,472 m²の農地に甘藷苗、アスパラガスを耕作されております。

8 月 22 日に売買会議を開催し契約内容の確認を行っており、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条による農用地利用集積計画の要件を満たしております。

以上でございます。

○議 長

ただいま事務局の説明が終わりました。

これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

（質疑なし）

○議 長

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。

議案第 71 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議 長

全員賛成でございますので、議案第 71 号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 72 号、「農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転（中間管理機構）」を議題とします。それでは、事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局

議案書 13 ページをお願いします。

議案第 72 号、「農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転（中間管理機構）」です。中間管理事業に係る農用地利用集積計画によるものです。

今回の利用権設定は、新規設定が 5 件でその面積は 10,054 m²です。

提案番号 186 番の申請地、申請人、契約内容は議案書記載のとおりです。

利用内容は、青ネギを作付け予定です。

別紙 1 調査書、12 ページをお願いします。借受人は、農地所有適格法人で、耕作面積 68,913 m²の農地に、青ネギを耕作されております。

提案番号 187 番から 189 番までの申請地、申請人、契約内容は議案書記載のとおりです。

利用内容は、大豆、麦を作付け予定です。

別紙 1 調査書、13 ページをお願いします。借受人は、一般法人で、耕作面積 250,684 m²の農地に、大豆・麦を耕作されております。

議案書 14 ページをお願いします。

提案番号 190 番の申請地、申請人、契約内容は議案書記載のとおりです。

利用内容は、水稻を作付け予定です。

別紙 1 調査書、14 ページをお願いします。借受人は、意欲ある農家で、耕作面積 12,868 m²の農地に、水稻を耕作されております。

本日提案しております提案番号 186 番から 190 番までの議案につきましては、旧農業経営基盤強促進法に係る山鹿市基本構想に適合しております。

以上です。

○議 長

ただいま事務局の説明が終わりました。

これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

(質疑なし)

○議 長

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。

議案第 72 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議 長

全員賛成でございますので、議案第 72 号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 73 号、「農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転」を議題とします。

それでは、事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局

議案書 15 ページをお開き下さい。

議案第 73 号、「農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転」です。

今回の利用権設定は、新規設定が 2 件、その面積は 1,843 m²です。

提案番号 116 番の申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。

利用内容は、水稻を作付け予定です。

別紙 1 調査書、15 ページをお願いします。借受人は、認定農家で、耕作面積 120,877 m²の農地に、水稻、麦、タバコを耕作されております。

提案番号 117 番の申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。

利用内容は、水稻を作付け予定です。

別紙 1 調査書、16 ページをお願いします。借受人は、認定農家で、耕作面積 31,608 m²の農地に、西瓜、水稻を耕作されております。

提案番号 116 番から提案番号 117 番までの全ての議案につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条による農用地利用集積計画の要件を満たしております。

以上です。

○議 長

ただいま事務局の説明が終わりました。

これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

(質疑なし)

○議 長

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。

議案第 73 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議 長

全員賛成でございますので、議案第 73 号は、原案のとおり決定いたしました。

-----○-----

5 報 告

○議 長

次に、報告事項に入ります。

報告第 10 号、「農地法第 3 条の 3 の規定による届出」について事務局から説明をお願いします。

○事務局

議案書の 16 ページをお開き下さい。

報告第 10 号、「農地法第 3 条の 3 の規定による届出」について報告いたします。

令和 6 年 7 月に届出がありました件数は 12 件、筆数の合計は 91 筆、面積の合計は 87,517 ㎡でございます。詳細につきましては、17 ページから 18 ページの記載のとおりでございます。

以上になります。

○議 長

事務局の説明が終わりました。質問等ある方は挙手願います。

(質問なし)

○議 長

よろしいですか。質問等ないようですので、報告第 10 号は終わります。

以上で、本日の議案審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。

これをもちまして「令和 6 年第 10 回総会」を閉会いたします。

6 閉 会

○副会長

ご起立願います。これをもちまして閉会いたします。「礼」ご着席ください。

以上のとおり、総会の議事内容を記載し、相違ないことを証するためここに山鹿市農業委員会
会議規則第 22 条第 2 項の規定によりここに署名する。

山鹿市農業委員会会長

坂本 照子

5 番 農業委員

平本和幸

6 番 農業委員

島田博道